

2 障第 3078 号
令和 3 年 3 月 26 日

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、新型コロナウイルスへの対応に伴い、就労継続支援 A 型・B 型事業所においては、生産活動収入の減少が予想されます。別添の厚生労働省事務連絡に基づき、岡崎市指定の事業所においては、下記のとおり取扱います。

記

- 1 対象となるサービス事業所
就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型
- 2 令和 2 年 2 月 20 日付け厚生労働省事務連絡（第 1 報）に基づく取扱い
 - (1) 就労継続支援 A 型事業所において、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入が減少するときは、当該減少分について自立支援給付をもって充たてることができる。ただし、新型コロナウイルスへの対応等の具体的な影響内容やその額について詳細に記録を残すこと。
 - (2) 就労継続支援 B 型事業所における前年度の平均工賃月額算定に当たって、新型コロナウイルスへの感染（濃厚接触者含む）等の影響により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、工賃支払対象者の総数から除外することができる。ただし、新型コロナウイルスへの影響により利用できなかった期間やその理由について詳細に記録を残すこと。
 - (3) 就労継続支援 B 型事業所又は取引先企業等において新型コロナウイルスへの対応が必要となった場合において、これに伴い、生産活動収入が減少し当該事業所の工賃支払額が減少する場合は、前年度に代えて前々年度の

平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。ただし、新型コロナウイルスへの対応の具体的な影響内容やその額について詳細に記録を残すこと。また、加算届提出の際には、別添（就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）を参考に上記の取扱いを適用した旨がわかるようにして提出をすること。

担当 福祉部障がい福祉課施策係

TEL (0564) 23 - 6165

FAX (0564) 25 - 7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp